

第4章 実現に向けて

1. まちづくりの基本姿勢

(1) まちづくりの基本的な考え方

人口減少・高齢化等により人的資源・財政資源に限られる中で、これからの社会に対応したまちづくりや大規模な災害への備え等を、市民や行政等の多様な主体が役割を分担・連携し、それぞれが支え合う協働のまちづくりにより進めます。

(2) 協働のまちづくりの推進

市民・事業者(企業)・専門家・行政が役割を分担し、協力し合う協働のまちづくりにより、地域特性を活かしたまちづくりの実現を図ります。

協働のまちづくりの推進に向けては、行政だけでなく、市民・事業者・専門家等の多様な主体が、地域の課題解決や活性化(地域経営)に積極的に参画し、連携して活動を行っていくことが重要です。このため、多様な担い手の交流や活動・事業を活性化する仕組みや環境の充実に努めます。

〈協働のまちづくりのイメージ〉



■市民、事業者(企業)、専門家、行政の役割と責務

① 市民の役割と責務

- ・ 市民、地域団体、NPO 法人等は、まちづくりの主役であることを認識し、自覚を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。
- ・ 地域レベルのまちづくりにおいては、まちのあり方やまちづくりの方法についての知識を深めるとともに、まちづくりに関するイベントや懇談会等に積極的に参加することが必要です。
- ・ 地域活動やボランティア活動等への参加を通じて、地域周辺の生活環境や自然環境に対する関心や愛着心を高め、自らまちづくりに取り組むことが必要です。
- ・ 広域的・全市的なまちづくりにおいては、行政と協働し、積極的にまちづくりに取り組むことが必要です。

② 事業者(企業)・専門家の役割と責務

- ・ 事業者(企業)や専門家は、地域社会への貢献について意識を高め、行政及び市民と連携・協力することが必要です。
- ・ 専門性を発揮し、都市基盤施設の整備や景観づくり、地域防災等地域の活性化や安全性の確保等への積極的な取り組みが必要です。

③ 行政の役割と責務

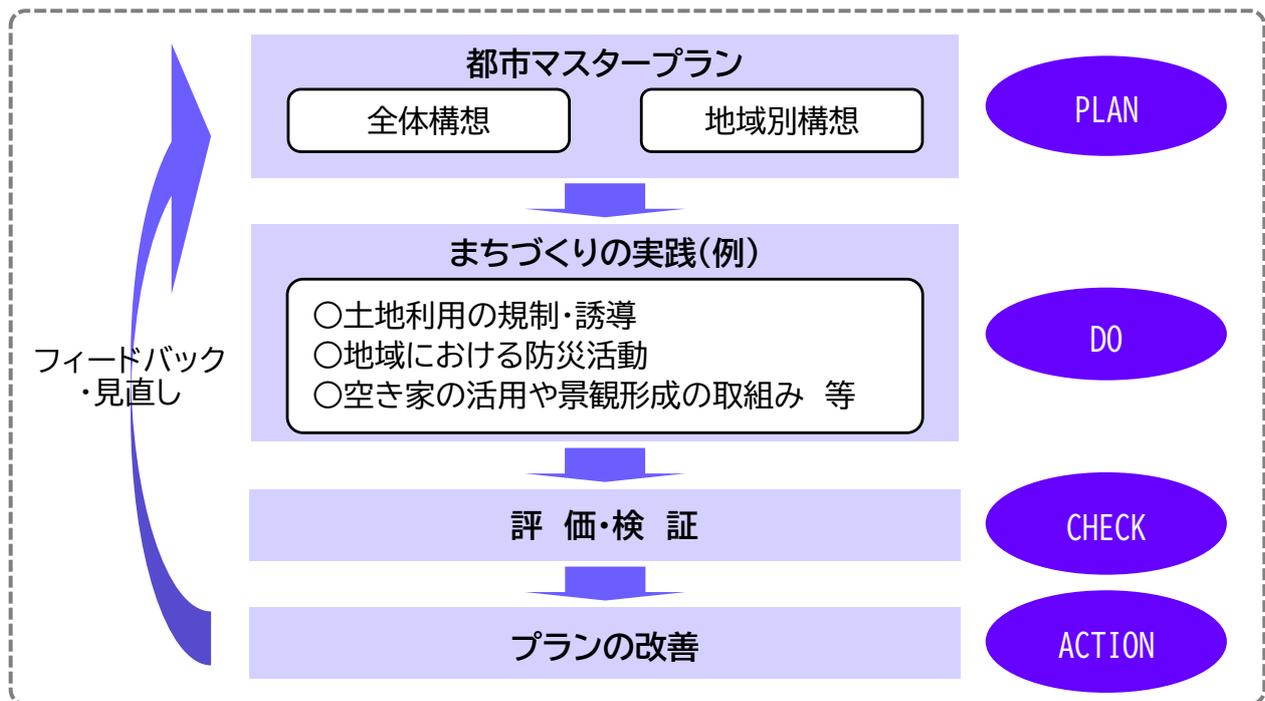
- ・ 行政は、効率的な都市基盤施設の整備や、適正な土地利用の規制誘導を行うとともに、まちづくりに関する情報の収集と提供に努め、市民・事業者等の主体的なまちづくりを支援します。
- ・ 広域的・全市的なまちづくりに関し、国、県及び近隣市町等関係機関と連携・協力するとともに、市民・事業者等と協働し、総合的かつ計画的に事業等を推進します。
- ・ 説明会や公聴会、市民懇談会、パブリックコメント(市民提案)の実施等、市民の意見を反映し、協働するための取り組みを充実させます。

2. まちづくり実現に向けての方策

(1) まちづくりの仕組みづくり

まちづくりを効果的・効率的に推進していくため、『PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)』のPDCAのサイクルにより、まちづくりを進めます。

都市マスタープランに定めた方針の実現に向け、上位計画である総合計画との連携・調整を図りつつ、有効な事業等を抽出・選定し、実施につなげます。



(2) 段階的な取組みの推進

まちづくりの目標の実現には長期的な視点で取り組む必要があることから、地域の実情(まちづくりの課題、市民の意識や意向、市民主体のまちづくり活動の現状等)を踏まえながら、有効な取組みをできることから段階的に進めます。

より多くの市民が参加するまちづくりとなるように、まちづくりの輪を広げていくための仕組みづくりに取り組みます。

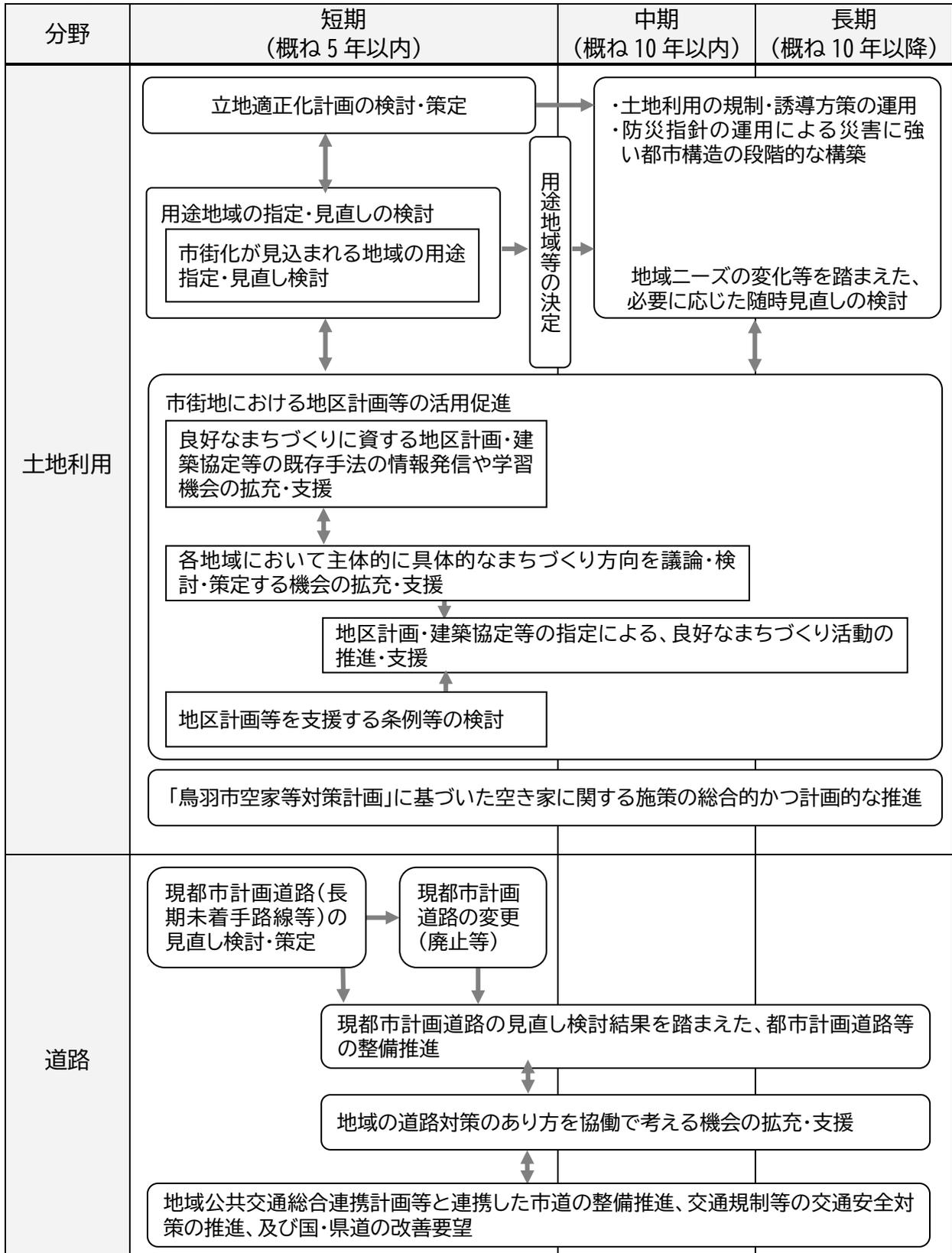
また、有効な地域の問題解決や魅力ある地域づくりに導くため、NPO や専門家を積極的に取り入れます。

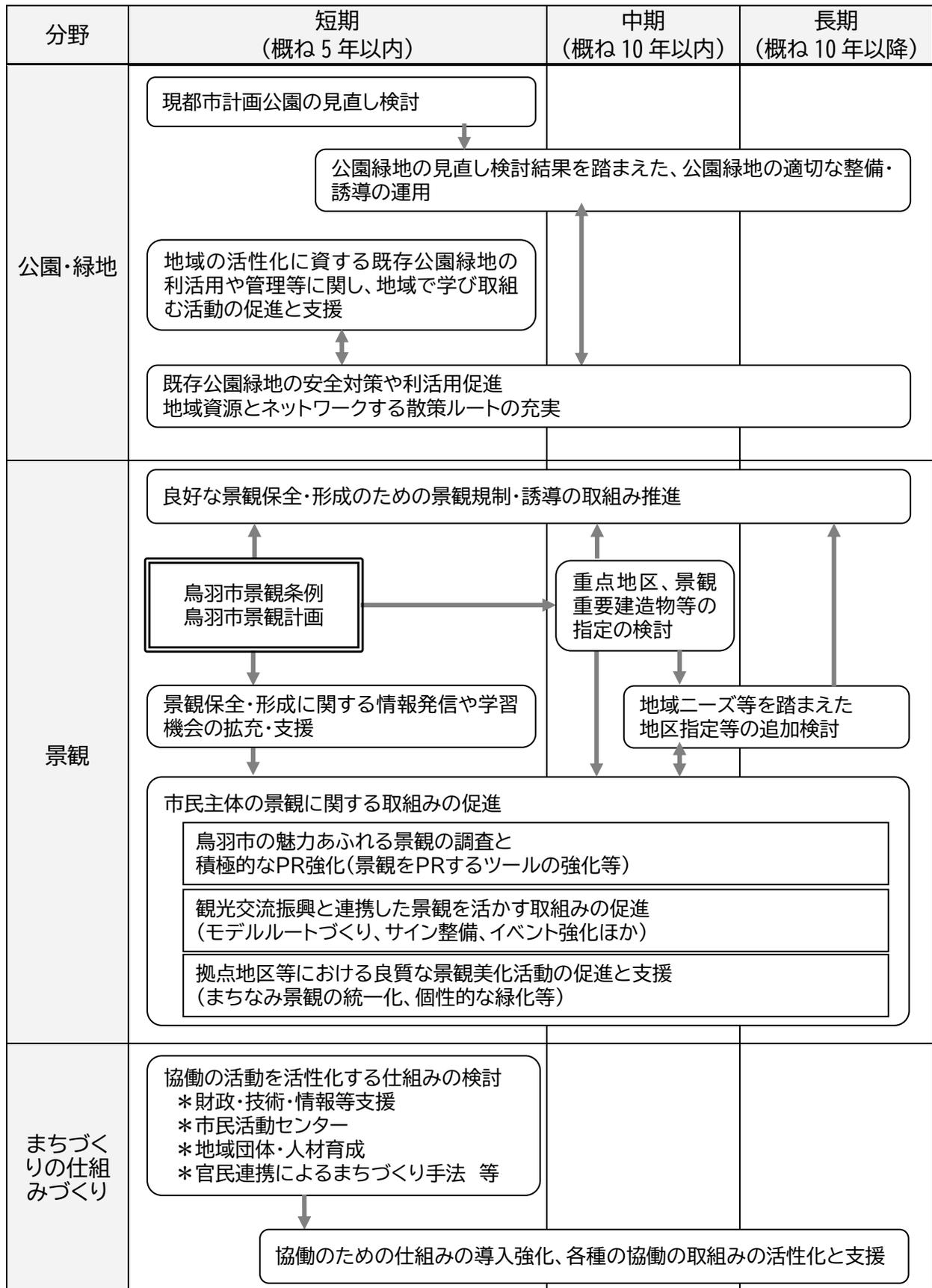
(3) 都市マスタープランの見直し

都市マスタープランは、長期的な視点に立つ都市計画の基本的な方針ですが、今後、総合計画が改定され大きく方針が変わった場合や、社会経済情勢やまちづくりに関する市民意向等が大きく変化した場合には、進捗状況や成果の評価・検証を行いつつ、必要に応じて計画を見直します。

■ 都市計画に係る段階的なまちづくりの方針

本市の都市計画に係るまちづくりは、短期(概ね5年以内)・中期(概ね10年以内)・長期(概ね10年以上)に分けて段階的に進めます。





3. 市民主体のまちづくりの支援充実

(1) 広報・公聴活動の推進

まちづくりや都市計画に関する市民ニーズを把握するとともに、まちづくりや都市計画に関する理解・関心の醸成や、優良なまちづくり活動の活性化につながるような、各種の市政・計画情報や、まちづくり支援制度等の紹介、優良活動・事例の紹介等、積極的な情報発信に努めます。

(2) 学習機会の拡充

専門家等による講演・講習会の開催や事例の紹介、まちづくりシンポジウム等のイベント開催、まち歩き等の地域を知る交流イベント等、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、学習機会の拡充を推進します。

(3) まちづくり活動への支援の充実

市民が主体的に地区のルールづくりや計画検討、及び具体的なまちづくり活動や事業を行うに際して、アドバイスや情報の提供、専門家の派遣、NPO や住民団体等への支援、都市計画制度(地区計画、建築協定、緑地協定、景観協定、都市計画提案制度等)等の各種支援制度の紹介や活用促進等、総合的な観点から市民主体のまちづくりの支援を図ります。

また、市民団体等が自主・自発的に提案・実施する「まちの環境の魅力化・個性化」や「まちづくりを通じたコミュニティや賑わいの強化」等、公益的なまちづくりや地域の活性化につながるような積極的かつ創意工夫あふれる取組みを支援する制度を検討します。